

青森県後期高齢者医療広域連合会計管理者の権限に属する事務の代決に関する規程

(平成二十年三月二十七日青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号)

(趣旨)

第一条 この規程は、別に定めるものを除くほか、会計管理者の権限に属する事務の代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で「代決」とは、会計管理者が不在のときに、一時会計管理者に代わって決裁することをいう。

(会計管理者の事務の代決)

第三条 会計管理者が不在のときは、総務課長の職にある出納員がその事務を代決する。

(代決の制限等)

第四条 重要又は異例に属する事項及び会計管理者があらかじめ指示した事項については、前条の規定にかかわらず代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので会計管理者の承認を受けたものについては、この限りでない。

2 代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、会計管理者があらかじめ指示したものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。